（様式４別紙１）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　鳥取県が実施する地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鳥取県及び○○市町村から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業

を行わなかった場合：全額

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に○○市町村に転入しなかった場合（ただし、申請時にすでに○○市町村に住民票がある場合を除く）：全額

（４）地方就職支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（ただし、退職

から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に○○市町村以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に○○市町村以外の市区町村に転出した場合：半額